

平成15年12月26日  
農 林 水 産 省

## セイホクウィズ株式会社が製造したフローリングに おける不適正格付に対する措置について

### 概 要

セイホクウィズ株式会社（茨城県総和町。以下「セイホクウィズ」という。）に対する任意調査及び製品検査を実施した結果、同社が製造し、トステム株式会社（以下「トステム」という。）が販売するフローリングの一部において、格付が適正に行われていない製品に、格付の表示（以下「JASマーク」という。）が付されて販売されていることが確認された。

このため、直ちに、セイホクウィズに対して、当該製品についてJASマークの除去又は抹消を、セイホクウィズ及びトステムに対して、流通経路の確認及び利用者に対する情報提供等を要請するとともに、さらに、セイホクウィズに対して、JAS法に基づく改善命令及び当該製品のJASマークの除去又は抹消を命令することとし、そのため、行政手続法第30条に基づく弁明の機会の付与についてセイホクウィズ株式会社に対し12月26日付けで通知を行った。

### 1 経 過

(1)セイホクウィズ株式会社が製造し、トステム株式会社が販売するフローリングについて、不正格付が行われているとの疑義が生じたため、平成15年12月10日、セイホクウィズに対して任意調査を実施するとともに、平成15年12月12日から12月18日にかけて、当該製品について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第7条第1項により定められたフローリングの日本農林規格（昭和49年11月13日農林省告示第1073号。以下「フローリング規格」という。）に基づく検査を実施しました。

(2)その結果、セイホクウィズが製造したフローリングの一部において、格付が適正に行われず、フローリング規格のホルムアルデヒド放散量の基準に適合しない品質である製品に、格付の表示を付して販売したことが確認されました。このことは、JAS法第15条第1項の規定に違反するものです。

#### 【当該製品の概要】

製造年月日：平成15年10月14日、25日、27日及び28日

製造数量：5,276ケース（坪）/17,411㎡

## 2 措 置

(1)直ちに、セイホクウィズに対して、当該製品についてJASマークの除去又は抹消を、セイホクウィズ及びトステムに対して、流通経路の確認と利用者に対する情報提供等の要請を行いました。

### 【相談窓口】

セイホクウィズ株式会社：0280-98-1165

(受付時間9:00~17:30)

トステム株式会社：0120-106-432

(受付時間9:00~17:30  
土、日曜日、祝日及び年末年始も対応)

(2)セイホクウィズに対してJAS法第19条の2の規定に基づく改善命令及び当該製品のJASマークの除去又は抹消を命令することとし、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条に基づく弁明の機会の付与についての通知を行いました。

問い合わせ先

消費・安全局 表示・規格課

食品表示・規格監視室

担 当：大久保(材体)、大野(材ノ)

電 話：03-3502-8111(代表)

(内 3288、3289)

03-3502-7804(夜間直通)